

# 石川県防災会議（議事要旨）

## 1 日時

平成 27 年 5 月 26 日(火) 14 時 30 分～15 時 15 分

## 2 場所

石川県庁行政庁舎 11 階 1105 会議室

## 3 出席者

防災会議会長（谷本知事）ほか 委員 55 人

## 4 議題

- ① 石川県地域防災計画（一般災害対策編等）の修正について
- ② 石川県地域防災計画（原子力防災計画編）の修正について
- ③ 平成 27 年度石川県水防計画の策定について

## 5 議事要旨

### (1) 議事概要

会長（谷本石川県知事）のあいさつに続き、会長が議長となって議事に入った。

議題①「石川県地域防災計画（一般災害対策編等）の修正について」、議題②「石川県地域防災計画（原子力防災計画編）の修正について」、議題③「平成 27 年度石川県水防計画の策定について」を事務局から説明し、震災対策部会部会長である室崎委員、原子力防災対策部会長である齊藤委員による補足説明、質疑応答の後、原案のとおり承認された。

### (2) 室崎委員（震災対策部会部会長）による補足説明要旨

今回の修正の発端は、昨年 2 月に発生した山梨県の大雪の際に、一般車両が道路を占拠し、緊急車両の通行が阻害された事態が生じたことであり、今後は道路管理者、行政の側で責任を持って、車両の移動を図るという内容である。

震災対策部会での検討の結果、全く問題なく、このように改正すべきだと判断した。

### (3) 齊藤委員（原子力防災対策部会長）による補足説明要旨

今回の原子力防災計画編の改正は、プルームの通過時の U P Z 外の防護措置等について国の指針が改正されたことを踏まえ、議論したものである。

部会での議論では、U P Z 外の屋内退避の指示が必要となるような状況となった場合には、その指示をするタイミングは安全側に判断すべきである等の意見が出た。

修正案については、新しい指針に沿った体制・内容になっており、適切であると原子力防災対策部で了承した。

### (4) 質疑応答の要旨

#### ・ 意見：石川県消防長会会長（小谷委員）

道路管理者による災害時の放置車両対策は、具体的にはどのような対応をするのか。

#### ・ 回答：事務局

具体的には、災害時に緊急車両の通行ルートの確保が必要となった場合には、道

路管理者の判断により、区間を指定し、その指定区間内にいる運転者に対し、車両の移動の命令を行うほか、運転者がいない場合等には、道路管理者自らが車両の移動等を行う。

車両の移動先として、道路上にスペースがない場合は、沿道の民地の一時使用というものも認められている。

今後とも警察と道路管理者が連携し、緊急時にもしっかりと対応して緊急車両の通行ルート確保に努める。

・ 意見：北陸総合通信局長（星委員）

災害対策を実施するためには、情報の収集・伝達手段は強固にしていかなければならず、総務省では、国土強靱化基本計画等に基づき、Lアラート（災害情報共有システム）の推進を行っている。また、総務省では、防災基本計画に基づき、通信機器を2,000台程度備蓄している。

これらについて地域防災計画に今後記載するよう検討いただきたい。

・ 回答：事務局

県では、国における防災基本計画の見直しを踏まえ、これまでも地域防災計画を修正しており、今後も引き続き、防災基本計画の見直し等、国の動きを踏まえ、地域防災計画へと反映するよう努める。

・ 意見：石川県市長会（代理）

UPZ外の防護措置について、UPZ外のどの市町が屋内退避の対象となるのかは、具体の指示が出されるまで分からないことになる。そうであるとすると、UPZ外の市町において、事前に準備を行うことは困難であると思うが、UPZ外の市町において事前に準備をする必要が無いのか、或いは、最低限準備すべきことがあるのか。

・ 回答：事務局

国によると、UPZ外の防護措置である屋内退避については、格納容器の閉じ込め機能の甚大な喪失又はそのおそれがある場合に実施されることになっており、専門的知見を有する原子力規制委員会が屋内退避を行う範囲を判断し、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）が、安全側に立って、市町の行政区域単位で指示をすることとなっている。

市町においては、UPZ外の住民に屋内避難を求める場合には、情報を伝達する手段が必要であるが、既に防災行政無線などの災害時情報伝達手段が整備されており、これら既存の一般災害時の対策で対応することが可能となっている。

また、放射性物質の通過後には、必要に応じて一時移転等の追加的な防護措置が必要となることも想定されるが、原子力災害対策本部、県、市町等の関係機関が協力して、避難先の確保や避難車両の手配など、必要な応急対策を準備する十分な時間的な余裕がある。

このため、今回、UPZ外の市町において、原子力災害に特有の防災対策を事前に準備する必要はないと聞いている。